

対象計画の策定方法について、知事の審査意見書では複数案への言及はありませんでしたが、都民及び関係市長等の意見、事業者の視点による評価（計画的評価、環境的評価、事業的評価）を総合的に判断し、B案を選定しました。

知事の審査意見書	
事業段階環境影響評価における環境影響評価書案に相当すると認められる 複数案への言及なし	
都民の意見、関係市長の意見、都民の意見を聴く会での意見	
都民の意見 A案と比較するとB案を採用すべきだが、工事が地下水に影響を与えることがあれば、湿地の水環境、生物生息（育）環境を劣化させかねないことを懸念する。	
関係市長の意見	複数案への言及なし
都民の意見を聴く会での意見	公述の申出がなかったため中止
事業者の視点による評価	
計画的評価	両案に有意な差なし
環境的評価	地盤、水循環、生物・生態系の評価項目でB案が優れている
事業的評価	事業費及び維持管理費の評価項目でB案が優れている
総合評価	
上記の内容を総合的に判断し、 B案 を対象計画とする。	